

新型コロナウイルス感染予防対策

令和2年5月27日制定

令和2年6月10日一部改正

【目的】

本対策は、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、旅客及び従業員等の感染防止に努め、下記の対策を講ずることで「三つの密」の発生を未然に防ぎ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避することを目的とする。

【具体的な対策】

① 健康管理

- ・従業員は出社した際に体温測定を行い、その結果を検温表に記録する。測定結果が37.5℃以上の場合、直ちに帰宅し自宅待機とする。発熱や咳、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化等の症状がある者は自宅待機とする。
- ・自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、出社判断を行う際には、産業医への相談や学会の指針などを参考にする。

(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

- ・従業員は、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努める。

② 通勤

- ・公共交通機関を利用する従業員は、マスクの着用や、私語をしないなど等を徹底させる。

③ 事業所での勤務

- ・できる限り一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・従業員は、手洗い、うがいを出社時、外出先からの帰社時に実施することを徹底する。
- ・従業員は、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
(咳エチケットの励行)
- ・飛沫感染防止のため、対面の座席配置の場合は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。
- ・共用部分（ドアの取っ手・ノブ等）は、薄めた次亜塩素酸水で拭いた後、水拭きを行う。（朝・昼・夕に実施）

- ・緊急を要する出張及び、社外で開催されるイベントやセミナーへの参加を原則禁止とする。
 - ・出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
 - ・各会議体は、必要性を検討の上で判断する。対面で行う場合は、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ④事業所での休憩・休息スペース
- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、次亜塩素酸水で定期的に消毒する。
 - ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
 - ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても一定の距離を確保するよう努める。
 - ・休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクを外す。
 - ・食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、一定の距離を確保するよう努め、対面で座らないように配慮する。
- ⑤トイレ
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
 - ・共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置する。
- ⑥車両・設備・器具
- ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
 - ・事業用自動車内の座席、乗降口などの手すりなど乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。また、枕カバーなど座席に掛ける布類については、定期的に洗濯するよう努める。
 - ・ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
 - ・運転席と後部座席及び乗降旅客動線の間には防護スクリーンを設置し、旅客と乗務員の飛沫感染を防止する。
- ⑦乗務員に対する点呼
- ・対面により乗務員に対して点呼を行う際には、適切な距離を保ち、管理者等と乗務員の間には防護スクリーンを設置し、かつ事業所内の換気を徹底する。また、乗務員は必ずマスクを着用し、点呼前の手洗い、うがいの実施を徹底する。
 - ・疲労、疾病等を報告させる際には、体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱や咳等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ⑧運行中
- ・乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。ただし、熱中症防止のため、旅客乗降取扱い中や途中休憩場所など、飛沫感染の恐れがある場合を除いて、マスクを外しも構わないこととする。
- （例）人との距離2メートル以上確保できている場合など

バス車内においては下記のとおりとする。

(乗合) フロントカーテンを閉めての走行時

(貸切・特定) 旅客が全員着席した状態になってからの走行時

(共通) 運転中にマスクを外した場合には、運転交代前や車内清掃時にハンドルを消毒すること

- ・車内換気については、エアコンの外気導入固定運転による常時換気を行い、加えて休憩時等に乗降口を開放し換気に努める。
 - ・利用状況を踏まえ、バス車内の一部の座席の使用を禁止することや続行便を運行すること等により、旅客と乗務員や旅客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保するよう努める。
 - ・運賃や荷物の受け渡し等において、マスクや手袋を着用するとともに、相手との直接接触を減らすよう努める。
 - ・乗務員は、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は、運行管理者に報告することを徹底する。報告を受けた運行管理者は直ちに乗務中止の指示を出す。
- ⑨事業所等への立ち入り
- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ⑩従業員に対する協力のお願ひ
- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
 - ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
 - ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ⑪利用者に対する協力のお願ひ
- ・バス車内に手指消毒液を装備し、旅客が乗車する際に手指消毒をお願いする。
 - ・マスクの着用をお願いする。
- ⑫従業員の感染が確認された場合
- ・保健所、医療機関の指示に従い運行の実施等を判断する。
 - ・従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
 - ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。

- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

⑬その他

- ・保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

※本対策は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより旅客及び従業員等の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまで継続対応に努めるものとする。